

## 第 45 回広島県建設工事紛争審査会総会 議事録

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 4 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 00
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県庁北館 第 1 会議室
- 3 出席委員 真田委員 (会長), 縫部委員, 細見委員, 村上委員, 林委員  
西村委員, 柳委員, 今井委員, 野口委員, 佐々木 (和) 委員,  
井上特別委員, 森川特別委員
- 4 議 題  
報告事項  
(1) 紛争処理状況について  
(2) 審理状況について
- 5 担当部署 広島県土木建築局土木建築総務課法務グループ  
TEL(082)513-3813 (ダイヤルイン)
- 6 会議内容

### 《開会》

○司会 定刻になりましたので, ただ今から, 第 45 回広島県建設工事紛争審査会総会を開催いたします。

総会の進行に先立ちまして, 前回の総会以降に委員の異動がございましたので, 御紹介させていただきます。

再任されました委員を御紹介いたします。令和元年 9 月 28 日付けで, 真田会長, 大久保委員, 林委員, 今井委員, 野口委員, 井上委員, 森川委員が再任されました。

委員の皆様には, 今後とも, 当審査会の運営に, お力添えをよろしく願いいたします。

続きまして, 御報告が 1 件ございます。

昨年7月10日に、真田会長が当審査会における長年の功績により、建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を受賞されましたので、御報告いたします。

それでは、次第により進めさせていただきます。

開会に当たり、土木建築局長の齋藤が御挨拶を申し上げます。

よろしく願いいたします。

(齋藤局長、挨拶)

続きまして、真田会長に御挨拶をいただきます。

(真田会長、挨拶)

ありがとうございました。これから、議事に入ります。

それでは、真田会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

## 《報告事項（1） 紛争処理状況について》

○真田会長 それでは、議事に入ります。

本日の議事は、「紛争処理状況の報告」、「審理状況の報告」の2件でございます。また、議事終了後、欠陥住宅被害中国四国ネットの事務局長をされている、弁護士の風呂橋様から「欠陥住宅被害救済の実務について」というテーマで、講演をしていただく予定となっております。

それでは、事務局から「紛争処理状況の報告」について、説明をお願いします。

○事務局 紛争処理の概要について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料『紛争処理状況の報告』の2ページを御覧ください。

当審査会における審査件数につきましては、1にございますとおり、昭和47年に統計を取り始めて以来、180件となっております。

年度別の申請件数の内訳（あっせん・調停・仲裁の区分）は、表のとおりとなっております。

令和元年度は、表の下の部分の網掛けをしておりますところですが、あっせん事件が1件、調停事件が1件新たに申請されています。

なお、いずれの事件も終結しており、現在、係属中の事件はございません。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

まず、「3 事件結果区分内訳」についてですが、申請のありました180件のうち、約半数の88件が解決に至っております。

なお、表には記載しておりませんが、解決事件88件の中には、仲裁事件の35件を含んでおりますので、仲裁事件35件を除いた「調停とあっせんの合計件数」

で見えますと、約 37%に当たる 53 件が、当事者間の和解合意により解決して解決しているということになります。

次に、「4 申請人の内訳」といたしましては、注文者からの申請が 97 件と、申請件数全体の過半数を占めております。

今年度申請のあった 2 件につきましても、注文者からの申請でございます。

続いて「5 請負人の内訳」でございますが、全体では 7 割超が、建設業の広島県知事許可業者となっております。

今年度申請のあった 2 件につきましても、広島県知事許可業者となっております。

次に、「6 工事種類別内訳」でございます。

まず、公共・民間の別でいきますと、民間工事がほぼ 9 割となっております。

また、工事内容では、建築工事が 8 割強を占めておりまして、ここ近年、同様の傾向となっております。

最後に「7 紛争相談件数」でございますが、申請まで至らないものを含め、平成 30 年度は 19 件、令和元年度は 12 月末時点で 15 件となっております。

今年度は、相談件数としましては昨年に比べて減少しており、9 割程度の件数となっております。

なお、この相談件数につきましては、お 1 人で複数回相談をされた場合、まとめて 1 件とせず、相談 1 回ごとに 1 件を計上しております。

相談内容につきましては、建築工事関係のものが多くを占めております。

特に、発注者からの相談では、住宅等の新築又はリフォーム工事における完成後の瑕疵に関する相談が多く寄せられております。

一方、請負業者からの相談では、追加工事や変更工事に伴う請負代金や、下請代金の未払いに関するトラブルの相談が多く寄せられています。

これらのケースでは、そもそも元請・下請け間で契約書を作成していない場合が多くありまして、県としましては、相談の機会を捉えて、契約書の必要性・重要性等についても、相談者に指導・説明しているところでございます。

紛争処理状況の概要につきましては、以上でございます。

## 《報告事項（２） 審理状況について》

○真田会長 続きまして、「審理状況の報告」に入ります。

前回の総会以降、審理を行いました事件２件について、それぞれの担当委員から、内容を御説明いただく形で進めたいと思います。

まず、平成31年(あ)第1号事件について、私より御説明いたします。

○真田会長 (平成31年(あ)第1号事件について説明)

※非公開につき内容は省略

○真田会長 ありがとうございます。次に、令和元年(調)第1号事件について、今井委員に御説明をお願いします。

○今井委員 (令和元年(調)第1号事件について説明)

※非公開につき内容は省略

○真田会長 ありがとうございます。ただいま、各担当委員から御説明のありました事件について、御質問や御意見はございますか。

(質疑なし)

○真田会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。

## 《講演》

○司会 それでは、欠陥住宅被害中国四国ネット事務局長の風呂橋誠弁護士に、御講演をお願いしたいと思います。

風呂橋弁護士におかれましては、御多用にもかかわらず、当審査会総会での御講演を快く御承諾いただき、深く感謝を申し上げます。

本日は、「欠陥住宅被害救済の実務について」と題しまして、御講演をいただきます。それでは、風呂橋弁護士よろしく願いいたします。

○風呂橋弁護士 (講演)

○司会 ありがとうございます。ただいまの御講演につきまして、御質問等はいかがでしょうか。

○村上委員 御講演の中で紹介のありました、住宅取得者が一緒に立ち会って欲しい場面で、弁護士と建築士が立会に同席しアドバイスを行うという住宅取得サポート制度は、新築住宅における契約や検査等への立会だけでなく、中古住宅やリ

フォーム工事においても利用出来ますか。

○**風呂橋弁護士** 利用者の方が立ち会っていただきたいと思う場面であればどんな場面でも利用出来ますので、契約時の重要事項説明や完成引渡し前の自主検査等、不安な場面があれば利用していただければと思います。

○**村上委員** ありがとうございました。

○**司会** 他に御質問はございますか。

○**細見委員** 御講演の中で、シックハウス症候群の原因となる建材が使用されていた家屋の事例がありました。建築基準法においてそういった建材は使用しないこととされておりまして、ここ何年かは沈静化しているという認識でしたので、今もシックハウス症候群の事例があるとお聞きして驚いています。

○**風呂橋弁護士** 事例の内容は随分前の話です。しかし、数年前に、住宅取得サポート制度を利用された方のお家へ伺った際に、建築途中の家の中に、玄関のどこかに使うためにシックハウス症候群の原因となる建材が積まれていたことがありました。業者の方に指摘をしましたら、パッチテストを実施し仮住まいまで用意してくれました。

このように、うかつにも外に使うものを中に持ち込んでいたようなケースもありました。

○**細見委員** ありがとうございました。

○**司会** 他に御質問がないようですので、以上で講演を終了いたします。本日は大変有意義な御講演、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第45回広島県建設工事紛争審査会総会を終了いたします。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

## 7 会議の資料名一覧

- (1) 第45回広島県建設工事紛争審査会総会次第
- (2) 第45回広島県建設工事紛争審査会総会出席者名簿
- (3) 配席表
- (4) 紛争処理の概要